

社会福祉法人広域福祉会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

第1条（目的及び意義）

この規程は、社会福祉法人広域福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等および経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の額）

- 1 評議員の報酬は日額とし、評議員会等本会業務への出席の都度、定款第8条で定める金額の範囲内で別表1に基づき支給する。但し、国または地方公共団体の職と兼務する評議員には支給しない。
- 2 常勤役員に対しては、別表2に基づき支給する。但し、職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で支給する。但し、国または地方公共団体の職と兼務する評議員には支給しない。

第4条（報酬等の支給方法）

報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

第5条（費用弁償）

- 1 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用について費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は、職務の執行に必要な実費とする。
- 3 費用の弁償、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

第6条（公表）

この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第7条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

第8条（補足）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は令和2年6月21日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額（1人当）	年度総額（1人当）	年間総額（合計）
評議員	10,000円	50,000円	500,000円

別表2 常勤役員の報酬

支給基準	支給日	報酬月額 （1人当）	年度総額 （1人当）	年間総額 （合計）
勤務状況により 年度総額(1人 当)を上限とす る	月末締 翌月20日支払	820,000円以内	9,840,000円	19,680,000円

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額（1人当）	年度総額（1人当）	年間総額（合計）
理事および監事	10,000円	100,000円	800,000円

制定 平成29年12月27日

改定 平成30年6月16日

改定 令和2年6月21日